

平成29年10月3日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

司法書士・税理士による「相続・贈与・成年後見ワストップ 無料相談会」

2 開催日時

平成29年9月20日 13時30分～16時30分

3 開催趣旨

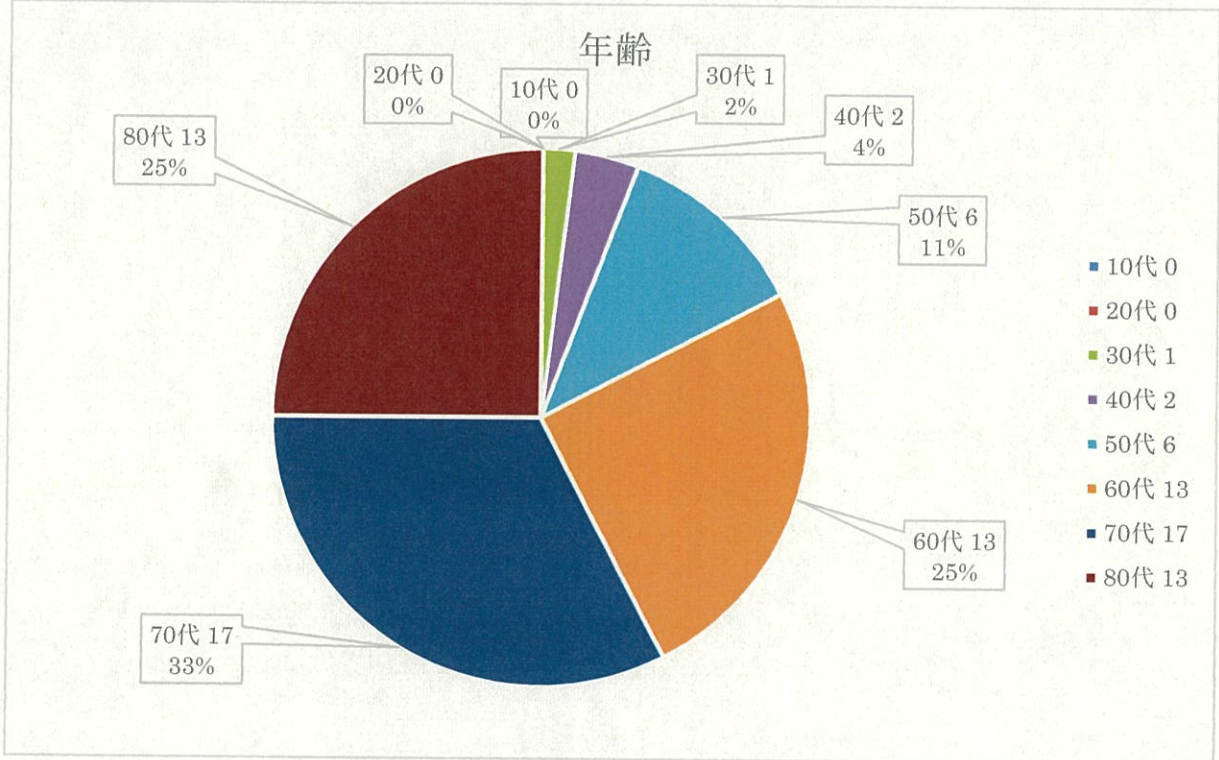
平成27年1月1日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、長野県内でも相続税納付対象者が増加しました。そのため相続や贈与に関する各種手続（遺言、遺産分割、相続放棄、生前贈与および付随する登記手続等）、さらに相続税や贈与税（相続税の基礎控除、暦年課税、相続時精算課税制度など）に対する関心が非常に高まっています。また近年、空き家、所有者不明の土地が増えて全国の自治体を悩ませており、この問題の多くが相続登記の未了に端を発していることは紛れもない事実です。少子高齢化による影響は顕著で、自分が亡くなった後の不動産をどのようにすべきかは大きな問題です。相続にかかわる専門家としてこれまで以上に考えていく必要があります。

私たちは、市民の皆さまが抱えるこれらの不安を、ワストップで解消していただくことができるとの考えから、司法書士と税理士に加え、今年度は司法書士の中でも、成年後見業務に精通した「公益社団法人リーガルサポートながの支部」の協力を得て、3団体による相談会を開催することにいたしました。なお、会場は、昨年に引き続き、長野、松本、佐久での同時開催としました。

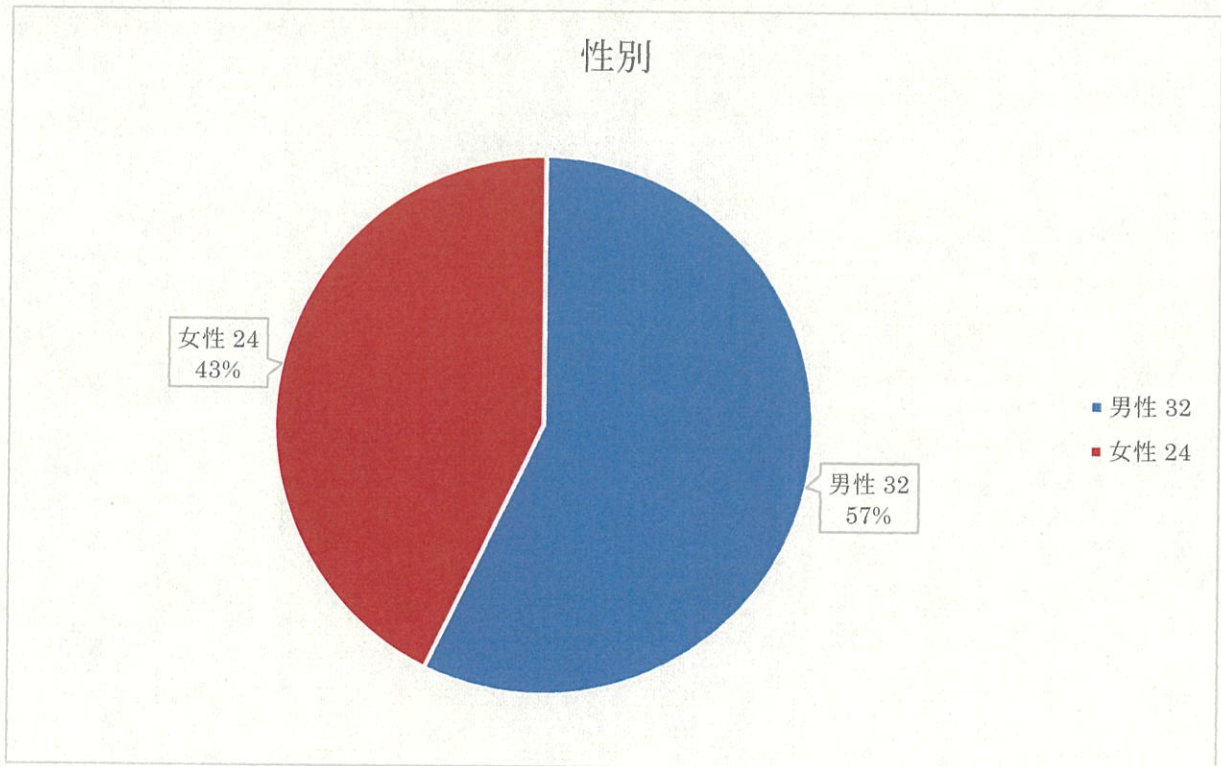
4 相談件数

合計	56件			
内訳	会場	長野23件	松本8件	佐久25件

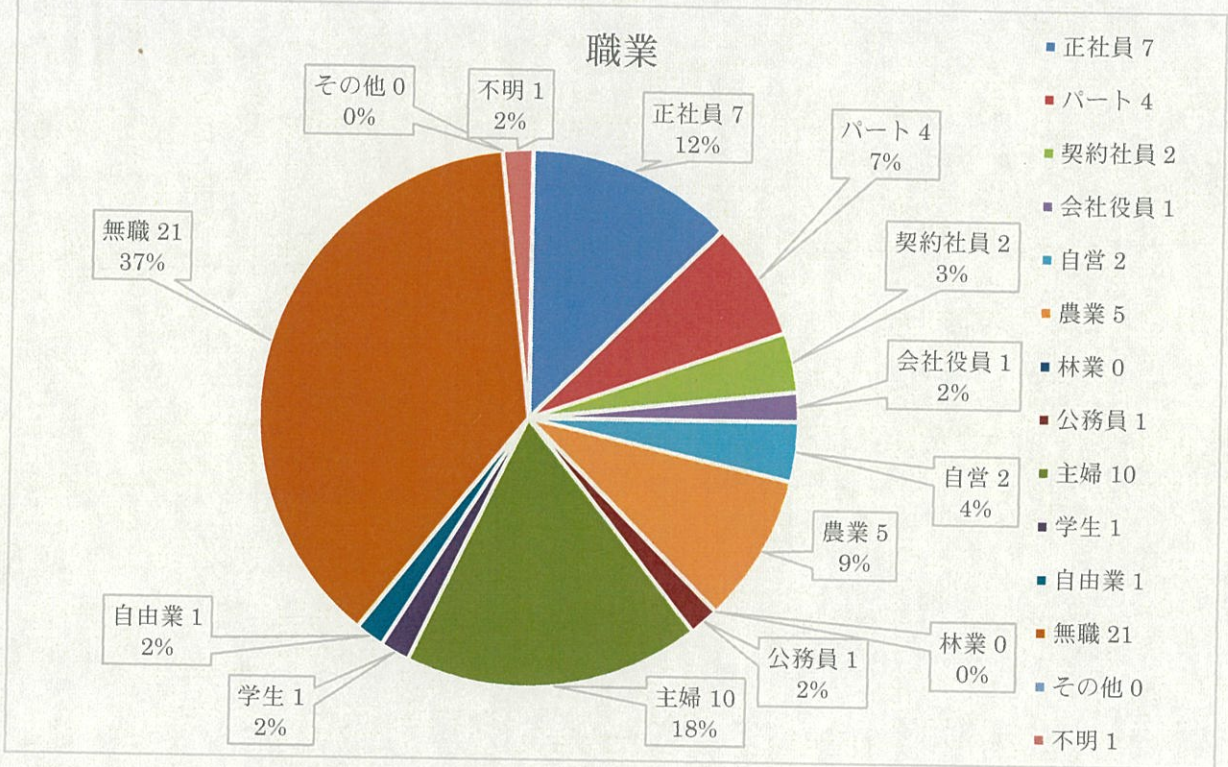
(1) 年齢



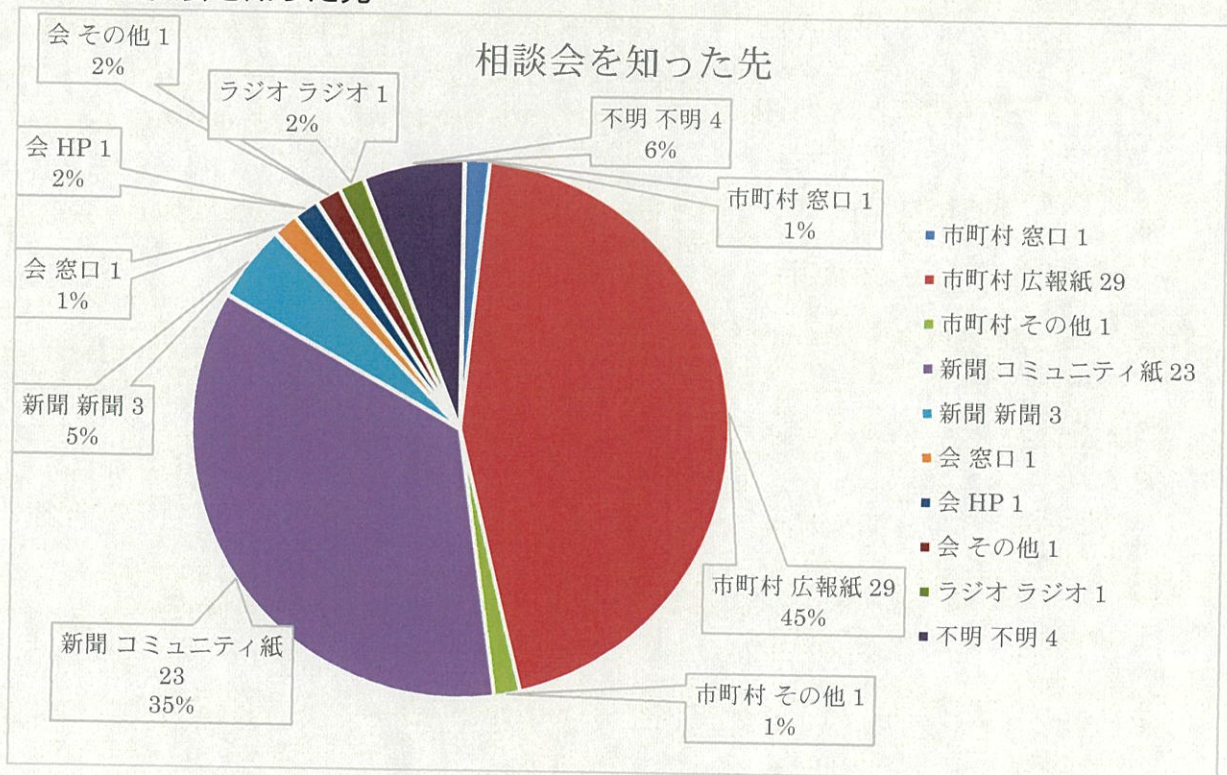
(2) 性別



(3) 職業



(4) 相談会を知った先



5 主な相談内容

- (1) 相続税について教えてほしい。
- (2) 生前に贈与したほうが良いのか、相続まで待ったほうが良いのか。
- (3) 売却した不動産の税金を教えてほしい。
- (4) 遺言の書き方を教えてほしい。
- (5) 成年後見制度について教えてほしい。
- (6) 相続登記のやり方を教えてほしい。
- (7) 遺産分割に協力してくれない相続人がいる。
- (8) 将来相続放棄の手続きが必要になりそう。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

今回の相談会において、会場によっては、相談開始時間の30分前にはすでに相談待ちの人が居り、相談を受けてもらうまで1時間以上待つていただくなど、多くの相談者が訪れ、この問題に対する市民の関心の高さを感じる結果となりました。特に60歳以上の相談者が全体の83%を占める結果となり、高齢者の皆様が将来の不安を感じていることもうかがえました。

今回の相談会のテーマのうち、相続及び贈与については、税金と登記等の手続きが必ずセットで問題になります。各士業単独の相談会では、相談を受ける相談員は、自分の専門外の相談については回答ができないため、相談者に別の機会に改めて相談してもらわなければなりません。しかし、司法書士と税理士と一緒に相談を受けることにより、相談者の質問に対して、各専門家が即時に適切な回答を行うことが可能になり、相談者の満足につながったのではないかと思います。

そして、本年度は、成年後見に関する相談も受けられるようにリーガルサポートからも相談員を派遣してもらいました。これまで成年後見に関する相談件数はあまり多くありませんでしたが、今回は7件の相談が寄せられました。これは、成年後見制度が徐々に浸透してきたことを表すとともに、高齢者が自分の財産を将来どのように管理するかという選択肢の一つとしての成年後見制度が認知されてきたからだと考えられます。成年後見に関する相談も、実務から得られる専門的な知識が求められるため、リーガルサポートの会員を相談員として配置できたことにより、ワンストップでの対応が可能となりました。

各士業の専門外の相談を他の専門職が対応してくれる本相談会は、相談を受ける側にとっても、自分の専門外の相談を他士業の相談員が適切に回答してくれるため、合同で相談を受けることのメリットを感じる相談会となりました。長野県司法書士会は、今後も今回の相談会のように各種士業と連携を取りながら相談会を開催する等の工夫を行い、市民の皆様に適切なリーガルサービスの提供ができるよう事業展開をしてまいります。